

原子力発第11062号
平成23年 5月18日

愛媛県知事
中村時広 殿

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

平成23年東北地方太平洋沖地震における東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の地震観測記録が中断した原因の分析結果を踏まえた対応に関する国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成23年東北地方太平洋沖地震における東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の地震観測記録が中断した原因の分析結果を踏まえた対応に関して、平成23年5月18日付けで経済産業省原子力安全・保安院から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

経済産業省

平成23・05・16原院第5号

平成23年5月18日

四国電力株式会社

取締役社長 千葉 昭 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭



平成23年東北地方太平洋沖地震における東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の地震観測記録が中断した原因の分析結果を踏まえた対応について

原子力安全・保安院は、別添（NISA-151b-11-2、NISA-161b-11-2、NISA-181b-11-2、NISA-191b-11-2）のとおり、各原子炉設置者等に対応することを求めることとしました。

つきましては、貴社におかれましては別添に従い、所要の対応をお願いします。

経済産業省

平成23・05・16原院第5号

平成23年5月18日

平成23年東北地方太平洋沖地震における東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の地震観測記録が中断した原因の調査結果を踏まえた対応について（指示）



経済産業省原子力安全・保安院

NISA-151b-11-2

NISA-161b-11-2

NISA-181b-11-2

NISA-191b-11-2

平成23年5月16日に、東京電力株式会社から、平成23年東北地方太平洋沖地震（以下「今回の地震」という。）における福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の地震観測記録の分析結果に係る報告を受けました。

当該報告によると、地震観測記録の収集のために自主的に設置された複数の地震計において、今回の地震の記録を開始してから、130秒から150秒程度までにおいて地震観測記録が中断していることについて、地震計のデータを記録する装置（以下「収録装置」という。）の不具合によるものとしています。

収録装置の仕様は本来、記録を開始するいき値を上回る揺れを感知すると記録を開始し、揺れが同いき値を下回った状態のまま一定時間経過すると記録を終了し、その後に同いき値を上回る揺れを再び感知すると直ちに記録を再開するものとなっています。しかし、実際には、以下の収録装置のプログラムの不具合が、同時に生じたことによって記録が中断したとしています。

- (1) 記録中に、いき値を下回る揺れを一度感知すると、その後に同いき値を上回る揺れを感知したとしても、そのまま記録を終了してしまうプログラムとなっていたこと。
- (2) 収録装置の記録が中断した場合においても、その後の時点における揺れがいき値を超えると、再記録を開始するよう動作すべきであったが、記録媒体の認識に不具合があったため、記録を再開しなくなるプログラムとなっていたこと。

原子力安全・保安院としては、今回の地震に係る東京電力株式会社の上記調査結果を踏まえ、原子炉設置者、再処理事業者及び廃棄物管理事業者所有の原子力施設に設置されている収録装置において同様の不具合がないか調査するとともに、その結果に応じて実施した改修の結果を平成23年8月17日までに報告することを求めます。